⑥　株式会社総和地所の契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年７月６日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社総和地所より同社への出資者を手配することを委託されていた者から、同人がその契約の履行に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年６月30日午後９時25分ころより前の同日に、株式会社総和地所の株式合計150株を、自己の計算において買付価額15万6,195円で買い付けた。

【課徴金額】　40万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年７月６日

課徴金納付命令日　平成22年７月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　株式会社インターアクション役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年７月９日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社インターアクション（以下「インターアクション」という。）の役員であったが、同社が平成21年５月期の連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成21年７月10日より前の同年５月27日から同年７月６日までの間に、インターアクションの株式合計240株を、自己の計算において売付価額912万2,850円で売り付けた。

【課徴金額】　345万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成22年７月９日

第１回審判期日（結審）　平成22年11月11日

課徴金納付命令日　　平成23年１月26日

本件は、被審人が平成22年７月23日に、違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、

①　被審人は、平成21年５月25日の時点において、インターアクションの取締役であったか否か。

②　被審人は、平成21年５月25日、インターアクションの属する企業集団の平成20年６月１日から平成21年５月31日までの会計期間の売上高等について、平成21年１月９日に公表がされた売上高等の直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した売上高等の予想値において差異が生じた事実を知ったか否か。

を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、

被審人は、平成21年５月25日の時点において、インターアクションの取締役であったと認められる

とし、また、上記②については、

被審人は、平成21年５月25日、インターアクションが属する企業集団の平成21年５月期の売上高等について、本件直近予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において差異が生じた事実を知ったと認めることができる

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

⑧　ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年８月27日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、ジェイオーグループホールディングス株式会社（以下「ＪＯＧ社」という。）が平成21年１月23日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件ＣＢ」という。）の発行による第三者割当増資（払込予定額３億円）（以下「本件増資」という。）について、その実質的出資者として、ＪＯＧ社との間で本件ＣＢに関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、ＪＯＧ社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実（重要事実第１）を知りながら、この事実が公表された平成21年１月23日午後６時ころより前の、平成20年10月21日から平成21年１月23日午後零時45分ころまでの間、ＪＯＧ社の株式合計１万4,000株を、自己の計算において買付価額79万円で買い付けたほか、平成21年１月22日に、ＪＯＧ社の株式合計3,000株を、自己の計算において売付価額24万9,000円で売り付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、本件増資について、その実質的出資者として、ＪＯＧ社との間で本件ＣＢに関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、重要事実第１を知りながら、この事実が公表された平成21年１月23日午後６時ころより前の、平成21年１月20日に、ＪＯＧ社の株式合計７万株を、自己の計算において買付価額409万7,600円で買い付けた。

３．課徴金納付命令対象者③は、本件増資について、その実質的出資者として、ＪＯＧ社との間で本件ＣＢに関する総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、本件ＣＢの払込期日に払込予定額３億円が払い込まれず、本件ＣＢが失権となる蓋然性が高まり、ＪＯＧ社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨のＪＯＧ社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（重要事実第２）を知りながら、この事実が公表された平成21年２月20日午後10時56分ころより前の、平成21年２月20日午後２時57分ころから同日午後３時７分ころまでの間、ＪＯＧ社の株式合計21万6,500株を、自己の計算において売付価額758万6,600円で売り付けた。

４．課徴金納付命令対象者④は、本件増資について、その実質的出資者として、ＪＯＧ社との間で本件ＣＢに関する総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、重要事実第２を知りながら、この事実が公表された平成21年２月20日午後10時56分ころより前の、平成21年２月19日に、ＪＯＧ社の株式合計３万400株を、自己の計算において売付価額112万4,800円で売り付けた。

５．課徴金納付命令対象者⑤は、

⑴　本件増資について、ＪＯＧ社との間で本件ＣＢに関する総額引受契約の締結の交渉をしていた実質的出資者の代理人から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、重要事実第１の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年１月23日午後６時ころより前の同日午後１時10分ころから午後２時52分ころまでの間、ＪＯＧ社の株式合計16万株を、自己の計算において買付価額968万4,700円で買い付けた。

⑵　本件増資について、ＪＯＧ社との間で本件ＣＢに関する総額引受契約を締結した実質的出資者の代理人から、同人が同契約の履行に関し知った、重要事実第２の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年２月20日午後10時56分ころより前の同日午後零時47分ころから午後２時56分ころまでの間、ＪＯＧ社の株式合計16万株を、自己の計算において売付価額655万1,900円で売り付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　46万円

課徴金納付命令対象者②　234万円

課徴金納付命令対象者③　520万円

課徴金納付命令対象者④　79万円

課徴金納付命令対象者⑤　982万円